

「法務局における遺言書の保管等に関する省令等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和5年2月27日（月）から令和5年3月29日（水）までの間、「法務局における遺言書の保管等に関する省令等の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行いましたところ、2件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見のうち、今回の意見募集の対象となっているものについて、御意見の概要及び御意見に対する法務省の考え方を、別紙のとおり公表します。

なお、本件に係る省令案は、「法務局における遺言書の保管等に関する省令及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令」として、本年5月12日（金）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第2条の管轄の変更についてですが、北海道雨竜郡雨竜町は現状不動産登記管轄であり最寄りの札幌法務局滝川支局が管轄保管所ですが、この変更によって旭川局管内が管轄となり、滝川支局が管轄から外れてしまいますが、それで地元は問題ないのでしょうか。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。